

改正

平成22年3月29日条例第15号

平成24年6月28日条例第22号

平成25年12月27日条例第65号

平成29年3月24日条例第10号

平成31年3月29日条例第22号

安曇野市水道事業分担金等の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条及び安曇野市水道事業給水条例(平成17年安曇野市条例第250号)第6条の規定に基づき、安曇野市が行う水道事業に要する営業に充てるため、給水装置工事に係る分担金及び工事負担金を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新設 配水管又は給水管から分岐して給水装置を設置する場合
- (2) 増径 給水装置を改造し、又は移転して量水器の口径を増加する場合
- (3) 加入分担金 量水器を新設又は増径する場合に申込者から徴収する分担金
- (4) 給水分担金 安曇野市水道事業給水区域のうち別荘地として開発された地域で加入分担金納付後、現に給水を開始していない別荘分譲地に給水を受けるため給水装置を新設使用とする者から徴収する分担金
- (5) 工事負担金 給水区域内の配水管未設置地域に、給水申込みがあったとき配水管布設の工事費の一部に充てるため申込者から徴収する負担金

(加入分担金等)

第3条 加入分担金は、安曇野市水道事業の設置に関する条例(平成17年安曇野市条例第248号)第1条に規定する事業から給水を受けるために給水装置を新設又は増径しようとする加入者から徴収するものとする。

2 前項の加入分担金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、増径の場合の当該分担金の額は、増径後の口径の加入分担金から増径前の口径の加入分担金を控除した額とする。

3 給水分担金は、別表第2のとおりとする。

(加入分担金及び給水分担金の徴収)

第4条 加入分担金は、新設工事又は増径工事の申込みがあった際納入通知書により申込者から徴収する。ただし、市長が認めた場合に限り、工事施工後に徴収することができる。

2 給水分担金は、申込みがあった場合、申込者から徴収する。

(加入分担金の減免)

第5条 市長は、特別な理由があると認められる者に対しては、分担金を減免することができる。

(分担金の還付)

第6条 納入した分担金は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金の一部を返還することができる。

- (1) 工事が不許可になったとき。
- (2) 工事を中止又は変更したとき。

(工事負担金の徴収)

第7条 市長は、給水申込みを受けた場合において、その給水場所が配水管未設置地域に所在するときは、当該地域に布設する配水管の布設工事費の一部に充てるため、給水申込者から工事負担金を徴収するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めた場合に限り、工事施工後に徴収することができる。

- 2 前項の規定により、納入した工事負担金は、予納金とみなし、当該工事完成後に精算するものとする。
- 3 給水申込者が負担する1戸当たりの工事負担金の算出基準及び負担額は、別表第3のとおりとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第9条 詐欺その他不正の行為により分担金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ合併前の豊科町水道事業分担金等の徴収に関する条例(昭和52年豊科町条例第24号)、穂高町営水道事業負担金徴収条例(昭和60年穂高町条例第15号)、三郷村水道事業分担金の徴収に関する条例(昭和53年三郷村条例第12号)又は堀金村水道事業分担金等の徴収に関する条例(昭和58年堀金村条例第9号)の例による。

(豊科水道事業の工事負担金の特例)

- 3 安曇野市豊科水道事業給水区域内のうち給水を受けていない自家用井戸等の使用者が、平成20年3月31日までに豊科水道事業の給水申込をした者の工事負担金は、別表第2により算定した額に100分の50を乗じて得た額とする。

附 則(平成22年3月29日条例第15号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日条例第22号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第65号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の安曇野市水道事業分担金等の徴収に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日以後に行われた新設工事又は増径工事の申込みに係る加入分担金及び給水分担金について適用し、同日前に行われた申込みに係る加入分担金及び給水分担金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成31年10月1日以後に行われた新設工事又は増径工事の申込みに係る加入分担金及び給水分担金について適用し、同日前に行われた申込みに係る加入分担金及び給水分担金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

1 加入分担金

口径（mm）	金額（円）
13	110,000
20	176,000
25	308,000
30	484,000
40	880,000
50	1,320,000
75	2,640,000
100	5,280,000
150	11,000,000
150を超えるもの	市長が別に定める

備考 この表は、別荘用加入分担金の表の適用を受けない場合に適用する。

2 別荘用加入分担金

口径（mm）	金額（円）
13	303,800
20	565,700
25	953,300
40	3,394,200
50	6,589,500
75	11,398,000

備考 この表は、穂高地域（法念堂、牧低区、豊里C地区、宮城、宮城高区又は宮城低区の各配水池の給水区域に限る。）において別荘地として開発した地域で、給水を受ける場合に適用する。

別表第2（第3条関係）

口径（mm）	金額（円）
13	36,200
20	62,400
25	85,400
40	119,000
50	213,200
75	318,000

別表第3（第7条関係）

区分	算出基準	負担額	
<p>1</p> <p>(1) 国、地方公共団体等地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の4第1項に規定されている者が布設する場合</p> <p>(2) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による宅地建物取引業者が施行する2戸以上の建物に布設する場合</p> <p>(3) 量水器の口径が25ミリメートル以上の場合</p> <p>(4) 別荘等</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合</p>	<p>配水管を布設するために要する経費</p>	<p>全額</p>	
<p>2</p> <p>1以</p> <p>外の者</p>	<p>(1) 1戸当たりの配水管の延長が20メートル以下の場合</p> <p>(2) 1戸当たりの配水管の延長が20メートルを超える場合</p>	<p>配水管を布設するために要する経費</p>	<p>30パーセント</p> <p>アとイの合計</p>
	<p>ア 配水管の延長が20メートルまでの部分は、配水管を布設するために要する経費の30パーセント</p> <p>イ 配水管の延長が20メートルを超える部分は、配水管を布設するために要する経費全額</p>		